

平成28年関係府省における予算編成過程での検討を求めるとした 提案の措置状況（例）

資料 4

No.	提案主体 (関係府省)	提案	提案の概要	関係府省の回答の概要
1	愛知県、岐阜県、三重県、長野県、静岡県、京都府、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、関西広域連合 (内閣府)	総合特区推進調整費の支援期間の延長 (総合特区推進調整費の用途等に関する基準について)	「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている総合特区推進調整費による支援期間について、計画変更に伴い目標期間が延長された特区においても引き続き調整費を活用できるよう延長する。	支援期間が「最初の総合特区計画の認定から5年以内」に限られている点について、総合特区の目標時期到来に伴う新計画による新規事業についても、これを適切に支援していくため、調整費の支援期間を「平成32年度末まで」に変更する用途基準の見直しを行い、指定自治体等へ通知した。
2	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合 (厚生労働省)	保育体制強化事業の実施主体の緩和 (保育体制強化事業の実施について)	保育体制強化事業の補助対象に、待機児童加速化プランに参加していないが、保育人材が不足している市町村も加えるよう、要件緩和を行う。	本補助金については、保育所入所待機児童解消のため、「待機児童解消加速化プラン」に参加している自治体のみを対象としている。なお、当該プランは平成29年度までの取組であるため、今後、事業の取組状況を勘案し、対象自治体を検討する。
3	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市 (農林水産省)	強い農業づくり交付金に係る交付要件の見直し (強い農業づくり交付金の配分基準について)	本交付金はポイント制が採用され、達成すべき成果目標（10点満点）等の積み上げにより、高ポイント取得団体に交付されるが、既に先進的な取組を行っている団体が不利とならないよう、ポイント配分を見直す。	本交付金の配分に当たっては、単収の向上や生産コストの低減といった産地の取組及び現在の取組状況をポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を機械的に選定することとしており、高度な成果目標を設定し、かつ、現在も優れた取組を実施している産地ほど高ポイントとなる仕組みであることから、先進的な産地の過去の取組も評価し、配分に反映する仕組みとなっている。
4	長野県 (国土交通省)	災害公営住宅の適用要件の緩和 (公営住宅法)	市町村が行う被災者向け公営住宅整備における災害公営住宅の適用要件（全国一律の滅失戸数）について、被災の状況や財政力など自治体の実情に応じた基準となるように要件緩和を行う。	公営住宅法で規定された通常の補助率（2分の1）より高い3分の2の補助率が適用される要件として、災害で滅失した住宅の戸数が、①被災地全域で500戸以上、②一市町村の区域において200戸以上、③一市町村の区域において全住宅の1割以上、のいずれかを満たすことが公営住宅法に規定されており、小規模な地方公共団体ではより小さい被害であっても要件を満たすことのできる制度設計となっている。